

# 資料編

1. 計画の策定経過
  2. 黒石市障害者福祉計画策定委員会
  3. 黒石市障害者福祉計画検討委員会
- ◇市民アンケート調査結果

## 1. 計画の策定経過

年月日	経過内容
29. 9. 15	計画策定準備委員会 (検討内容) ○旧計画の実績評価 ○その他
29. 9. 21	第1回策定委員会 (開催内容) ○辞令交付 ○計画策定の趣旨、旧計画の実績評価等
10. 18	10/1 現在の手帳所持者、障害福祉サービス利用者 300 人に アンケート調査実施
12. 21	第1回検討委員会 (検討内容) ○新計画の原案
12. 27	第2回策定委員会 (審議内容) ○新計画の原案
30. 1. 18	パブリックコメント実施 (平成30年1月18日～2月16日)
2. 28	第2回検討委員会 (検討内容) ○新計画の最終案
3. 16	第3回策定委員会 (審議内容) ○新計画の最終案
3. 26	新計画を市長に報告

## 2. 黒石市障害者福祉計画策定委員会

任 期 平成 29 年 9 月 21 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日

委員長 鳴海 勝文 副委員長 村山 敦子

◎委員名簿

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職
社会福祉関係団体	鳴 海 勝 文	社会福祉法人黒石市社会福祉協議会会長
	田 中 禔 六	黒石市民生委員児童委員協議会会長
障害者関係団体	小山内 裕 子	黒石ろうあ協会会長
	渡 辺 嘉 次	黒石市手をつなぐ育成会会長
	工 藤 一	天使の森父母の会会長
	宇 野 ひとみ	黒石市精神障害者家族会すまいりい会長
福 祉 施 設	西 谷 淳 子	南黒地方福祉事務組合もみじ学園園長
	小山内 勝 治	就労継続支援 B 型事業所せせらぎの園園長
	工 藤 茂 人	特定非営利活動法人あおぞら作業所所長
	村 山 敦 子	障害者支援施設山郷館くろいし総合施設長
医療・雇用・教育機関	三 上 忠 英	一般社団法人南黒医師会会長
	高 橋 博 樹	黒石公共職業安定雇用指導官
	山 本 篤	青森県立黒石養護学校教頭
学 識 経 験 者	高 橋 金 一	社会福祉法人青森県社会福祉協議会事務局次長
関係行政機関	松 井 良	黒石市商工観光部長
	三 上 亮 介	黒石市建設部長
	成 田 秀 範	黒石市教育委員会教育部長
	五十嵐 茂 幸	黒石市健康福祉部長

### 黒石市障害者福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、黒石市附属機関の設置に関する条例（平成 9 年黒石市条例第 1 号）第 3 条の規定に基づき、黒石市障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく市の障害者支援計画の策定に関する事項
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく市の障害福祉計画の策定に関する事項

## 参考資料

---

(3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく市の障害児福祉計画の策定に関する事項

(4) その他委員会の目的達成のために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 社会福祉関係団体の代表者

(2) 障害児（者）関係団体の代表者

(3) 福祉施設の代表者

(4) 医療・雇用・教育機関の代表者

(5) 学識経験を有する者

(6) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 議長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(答申)

第 7 条 委員長は、第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する計画を策定したときは、速やかに、市長に答申するものとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する

### 3. 黒石市障害者福祉計画検討委員会

委員長	五十嵐 茂幸（健康福祉部長）	副委員長	成田 浩基（福祉総務課長）
委員	田中 昭一（福祉総務課参事）	中田 智子（福祉総務課長補佐）	
	佐々木 由架子（福祉総務課主幹）	須藤 留美子（健康推進課主幹兼主幹保健師）	
	佐々木 敬子（介護保険課主査）	齋藤 哲子（地域包括支援センター主査兼主幹保健師）	

#### 黒石市障害者福祉計画検討委員会要綱

##### （目的）

第1条 この要綱は、障害者の福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画の素案を検討するため、黒石市障害者福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置するものである。

##### （検討事項）

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

- （1）障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく市の障害者支援計画の素案作成に関する事項
- （2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく市の障害福祉計画の素案作成に関する事項
- （3）児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく市の障害児福祉計画の素案作成に関する事項
- （2）その他委員会の目的達成のために必要な事項

##### （委員）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、黒石市障害者福祉計画策定委員会委員から若干名を選任するほか、次の各号に掲げる課の職員をもって充てる。

- （1）障害福祉担当課
- （2）介護保険担当課
- （3）子育て支援担当課
- （4）母子保健担当課

2 委員は、前条に規定する素案の検討が終了した時、任期が満了したものとする。

##### （委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となり、会務を総理する。
- 4 会議は、委員長が招集する。

## 参考資料

---

- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。  
(庶務)

第5条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、発令の日から施行する。

この訓令は、公布から施行する。